

特定の法人について 電子申請が義務化されました

現在、政府全体で行政コスト（行政手続に要する事業者の作業時間）を削減するため、電子申請の利用促進を図っており、当該取組の一環として、令和2年4月から、**特定の法人の事業場**が労働保険の年度更新の申告等を行う場合には、必ず電子申請で行っていただくこととなりました。

特定の法人とは

- 資本金、出資金又は銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人
- 相互会社（保険業法）
- 投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律）
- 特定目的会社（資産の流動化に関する法律）

電子申請義務化の対象事業場の申告書には以下のように印字されています（※）。

※ 原則として令和3年1月1日時点で上記要件を満たす特定の法人と把握した事業場に印字

様式第6号（第24条、第25条、第33条関係）（甲）（1）（表面）

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
石綿健康被害救済法 一般拠出金

種別 31759

※修正項目番号

※入力欄コード

① 都道府県 ② 所管 ③ 管轄 ④ 基 ⑤ 幹 ⑥ 支 ⑦ 支 ⑧ 支 ⑨ 支 ⑩ 支 ⑪ 支 ⑫ 支 ⑬ 支 ⑭ 支 ⑮ 支 ⑯ 支 ⑰ 支 ⑱ 支 ⑲ 支 ⑳ 支 ㉑ 支 ㉒ 支 ㉓ 支 ㉔ 支 ㉕ 支 ㉖ 支 ㉗ 支 ㉘ 支 ㉙ 支 ㉚ 支 ㉛ 支 ㉜ 支 ㉝ 支 ㉞ 支 ㉟ 支 ㊱ 支 ㊲ 支 ㊳ 支 ㊴ 支 ㊵ 支 ㊶ 支 ㊷ 支 ㊸ 支 ㊹ 支 ㊺ 支 ㊻ 支 ㊼ 支 ㊽ 支 ㊾ 支 ㊿ 支

※各種区分

管轄(2) 保険関係等 業 種 産業分類

01 111 9416 39

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

第3片「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。
OCR種への記入は上記「標準字体」でお願いします。

提出用

電子申請対象

義務化の対象手続

継続事業（一括有期事業を含む。）を行う事業主が提出する以下の申告書

- ・年度更新に関する申告書
（概算保険料申告書、確定保険料申告書、一般拠出金申告書）
- ・増加概算保険料申告書

（注意事項）

- 1 義務化対象事業場が申告する際、**法人番号欄が空欄の場合には必ず入力**をお願いします。
- 2 社会保険労務士や社会保険労務士法人が、対象となる特定の法人に代わって手続を行う場合も含まれます。
- 3 **以下に該当する場合は、電子申請によらない方法により届出が可能です。**
(1)電気通信回線の故障や災害などの理由により、電子申請が困難と認められる場合
(2)労働保険事務組合に労働保険事務が委託されている場合、単独有期事業を行う場合、年度途中に保険関係が成立した事業において、保険関係が成立した日から50日以内に申告書を提出する場合
- 4 上記特定の法人の事業場に該当するにも関わらず、申告書に電子申請義務化対象の印字が無い場合、または特定の法人の事業場に該当しないにも関わらず、申告書に電子申請義務化対象の印字がある場合は、所轄の都道府県労働局労働保険徴収課（室）へご連絡ください。

※厚生労働省ホームページに掲載しているQ&Aもあわせてご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/denshi-shinsei.html

